

巻頭言

「今年は国勢調査の年」

理事長 新谷 友良

今から10年ぐらい前になりますが、障がい者制度改革推進会議で障害者の数、特に聴覚障害者の数についての公的な調査について議論したことがあります。その時、ある委員から「障害者の調査に国勢調査の活用を考へては？」という発言がありました。

今年はその国勢調査の年、外国人を含む日本に住むすべての人が対象で、法律で回答が義務付けられています。回答期間は9月14日から10月7日まででした。設問は16項目で、「氏名」、「男女の別」、「出生の年月」など世帯員に関する事項と「世帯の種類」、「世帯員の数」など世帯に関する事項に分かれており、「国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料とされる」と説明されていますが、疾病や障害に関する項目はありません。前回の2015年からインターネット回答が始まり、今回は新型コロナウイルス感染拡大のため原則調査員による直接回収は行わず、郵送での回答かインターネットによる回答となっています。早速インターネットで回答しましたが、確定申告より容易で所要時間は10分程度でした。

障害者に限定した調査については、厚生労働省が5年毎に「生活のしづらさなどに関する調査」を行っています。国勢調査とは異なり、「全国約2,400の国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者」を対象とする標本調査です。そして、疾病や障害の有無・程度など高度の個人情報扱うので「調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨などを説明のうえ、調査対象者の有無を確認」することとなっています。国勢調査と比べて、調査対象や方法が厳格で、直近の2018年調査では聴覚・言語障害者は341千人、人口比にして約0.3%にとどまっています。

施策を私たちが納得のいくものにするためには、信頼できる調査を基礎にすることが欠かせません。厳しく管理されているはずの個人情報が流出することが日常茶飯事となっているなかで、調査の範囲を広げ、個人情報に踏み込んだ調査を行うとデリケートな問題が沢山出てきそうですが、疾病や障害の領域では、確実な調査が不足していることが施策の遅れの大きな原因となっているのは間違いありません。施策の充実と個人情報の把握がトレードオフの関係にたつのか、個人情報の収集と公的な管理についてもっと議論があつてよいと感じています。